

松山地方裁判所委員会（第21回）議事概要

1 日時

平成23年6月18日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

松山地方裁判所裁判員大会議室（5階）

3 出席者

（委員） 大出知典，加藤令史，兼平裕子，亀岡マリ子，河邊義典，白塚重典，濱口浩，福居幸一，（五十音順）

（事務担当者） 山田事務局長，上田民事首席書記官，白木刑事首席書記官，西山総務課長，村岡総務課課長補佐

4 議事（○委員，▲報告者）

（1） 松山地方裁判所長あいさつ

（2） 新任委員紹介（大出委員，白塚委員，濱口委員）

（3） 亀岡委員から，「愛媛県男女共同参画センターの業務，DV関係事件の現状について」の内容で，愛媛県男女共同参画センターの設立経緯，業務内容の紹介，DV事件に関しての役割，DV事件の現状について説明がされ，また，濱口委員から，裁判所におけるDV事件に関する事件処理，申立ての状況などについて，説明がされた後，意見交換が行われた。

▲ 保護命令の申立ての背景には，女性側の自立が不十分でない場合など，悩ましい問題がある。また，DV事件が刑事事件に発展することもあり，安全確保の面から，警察と連携していることもある。愛媛県の保護施設としては，2か所が指定されている。

▲ 保護命令の実効性は，家裁の調停の進行状況とも関係してくると思われる。

○ 保護命令の申立人は，相手方に知られたくないとのことから，申立時には，避難先は明らかにしない例が多い。

- 保護命令に違反した際の刑事罰の実効性には、疑問がある。
- 子供が保護命令の保護対象となった場合には、学校との連携も大切になってくると考えられる。
- DVの加害者には特別な人はおらず、普段の生活からはDVの実態が分かりにくいことも多い。
- DV事件がマスコミ報道されることは少ない。しかし、刑事事件等になれば報道がされることもあり、取材できるかどうか見極めることは困難である。
- 愛媛県内でも、地域によって、DV関係に熱心な取組をしている自治体もある。
- 男女共同参画の推進の観点からも、DVは減少していくことが期待される。

5 次回期日

次回期日は、平成23年11月18日（金）午後2時から午後4時まで（予定）とし、「刑事手続における被害者の保護（検察審査会の役割を含めて）」をテーマに意見交換を行う予定。